

文京区から国外へ転出される方へ



① 国外へ転出された方が帰国し、転入届を出すとき

以下の書類が必要となります。

- パスポート(転入者全員分)

※入国スタンプのない方は、入国日の確認のため、パスポートと併せて航空券の半券等をお持ちください。

- 戸籍謄本
 - 戸籍の附票
- } 転入する方全員の記載があり、3ヶ月以内に発行されたもの

※戸籍の附票は本籍地でのみ取得できます。

※本籍が文京区の方で、帰国後文京区に住民登録される場合は不要です。

※外国籍の方は、在留カードまたは特別永住者証明書をお持ちください。

帰国後にご家族で住民登録をされる場合、続柄確認のための疎明資料が必要となります。

- マイナンバーカード(顔写真付きのもの)

◎ 最新の情報については、転入先自治体のホームページ等でご確認ください。

② マイナンバーカードをお持ちの方へ(日本国籍の方)

マイナンバーカードは転出予定日前日までに国外継続利用手続きを行わないと失効します。

カードは国外でも※再発行ができ、国外で発行されたカードを帰国後に引き続き利用することもできます(※手数料が発生する場合あり)。詳細は、附票管理市町村(本籍地)または帰国時における転入先市町村にお問い合わせください。

外国籍の方は一律返納となり、国外での利用はできません。



マイナンバー総合サイト

③ 注意事項(転出予定日以降は、文京区に住民登録がないものとみなされます)

文京区の住民票の写し、印鑑登録証明書の交付について	・ <u>転出予定日の前日まで</u> 取得できます(コンビニ交付は利用不可)。 ・請求時には「パスポート」が必要です。世帯全員分の住民票の請求の場合、パスポートも全員分が必要です。(印鑑登録証明書を請求する場合は「印鑑登録証」も必要です。)海外転出先国名等の記載がある証明書を必要とする場合、「国外転出証明書」(有料)を交付いたします。文京区役所 2階戸籍住民課住民記録係にて受付時間内に交付請求をしてください(区民サービスコーナーでは取り扱っていません)。
除票について 戸籍住民課証明係 (03-5803-1176)	住民票は転出予定日に除票となり、個人単位での交付となります。請求時には本人確認書類が必要となります。除票に記載されている方ご本人以外(代理人)が請求する場合は、委任状(委任者本人の署名があるもの)が必要となります。(同一世帯であった方が請求する場合でも、代理人としてご本人からの委任状が必要となります。)委任状がない場合は第三者請求となり、正当な理由がないと取得できません。(請求理由を証明できる疎明資料の提示を求める場合があります。)※第三者請求は区民サービスコーナー、及び水曜夜間、日曜開庁日では取り扱っていません。
印鑑登録について	文京区での印鑑登録は、転出予定日に自動抹消されます。お手持ちの文京区印鑑登録証は転出日以降返納または破棄してください。

※個人番号通知書は、文京区の住所に転送不可の簡易書留で送付され、受け取れない場合は区役所に戻ります。本人確認書類をお持ちのうえ、区役所窓口にてお受け取りください

文京区役所 戸籍住民課住民記録係 03-5803-1177(直通)

※その他の手続きについては裏面をご覧ください

※転出届に伴う区役所での主な手続きについて（詳しくは担当課にお問合せください）

		文京区での手続き
11F 国保年金課 国保資格係 050-1725-5006（自動応答） 国民健康保険に加入している方		保険料の精算をしますので、左記窓口までお越しください。 資格確認書をお持ちの方は、有効期限を訂正しますので、ご持参ください。（資格情報のお知らせについては、持参不要です。）
11F 国保年金課 高齢者保険料係 050-1725-5006（自動応答） 後期高齢者医療制度に加入している方（75歳以上の方）		保険料のご案内がありますので、資格確認書をご持参の上、左記窓口までお越しください。
11F 国保年金課 国民年金係 050-1725-5006（自動応答） 国民年金第1号被保険者の方 年金を受給している方		「資格喪失届」を左記窓口へ提出してください。 在外任意加入する方は、手続きが必要ですので、左記窓口までお越しください。 年金事務所にお問い合わせください。（文京年金事務所 03-3945-1141）
9F 介護保険課 資格保険料係 03-5803-1379 65歳以上の介護保険被保険者の方		保険料のご案内がありますので、介護保険被保険者証を持参（認定を受けている方は介護保険負担割合証も併せて持参）してください。
9F 障害福祉課 障害者在宅サービス係 03-5803-1212 受給者証をお持ちの方		受給者証をお返しください。
20F 学校運営課 学事係 03-5803-1295 文京区立小・中学校から転校する方 就学援助を受けている方		在学していた文京区立小・中学校で退学の手続きを行ってください。 手続きの必要はありません
12F 幼児保育課 入園相談係 03-5803-1190 認可保育施設等に通園の児童がいる方 区立幼稚園に通園の園児がいる方		「保育所退所届」を幼児保育課へ提出してください。（電子申請可） 「退園届」を幼児保育課へ提出してください。（電子申請可）
12F 幼児保育課 施設給付・私立幼稚園担当 03-5803-1823 国立・私立幼稚等に在籍している園児がいる方 認可外保育施設に通園している児童がいる方		「施設型給付費等・地域型保育給付費等・施設等利用費変更届」及び園に提出した「退園届」の写しを幼児保育課へ提出してください。また、補助金の振込口座の変更や国外転出後の通知の送付先に指定がある場合等は、ご相談ください。
5F こども若者支援課 児童給付係 コールセンター 03-5803-1288 児童手当を受けている方 こどもの医療証・ひとり親家庭等医療証をお持ちの方		対象児童が引き続き国内にお住まいの場合は、新たに認定請求の手続きが必要となります。詳細は左記担当までお問合せください。 乳・子・青・若とも児童給付係へ医療証をお返しください。（医療証をお持ちでない場合は、後日郵送で返却してください。）転出日以降は使用できません。
10F 税務課 税務係 03-5803-1152 原動機付自転車をお持ちの方		4月1日時点で原動機付自転車を所有している方は、国外転出をしても当該年度の軽自動車税が課税されます。国外転出を機に軽自動車税納税通知書の送付先を変更される場合は、送付先をご指定ください。また、国外転出の際に原動機付自転車を手放される方は①本人確認書類②ナンバープレート（あれば標識交付証明書も）を持参して廃車手続きをしてください。
10F 税務課 課税第一・第二係 03-5803-1154～1155 前年中に所得があった方		1月1日現在、文京区に住所があった方は、その年の一年分の個人住民税が文京区から課税され、納付する必要があります。 ※出国される場合は個人住民税の納税管理人を定める必要がありますので申請書を提出してください。
8F 生活衛生課 環境衛生担当 03-5803-1227 飼犬の登録をしている方		手続きの必要はありませんが、狂犬病予防注射お知らせ通知を止めるため、生活衛生課までご連絡ください。
11F 選挙管理委員会事務局 03-5803-1287		国外での国政選挙の投票に必要な在外選挙人名簿への登録移転申請を出国前に行う方は、転出届後、出国予定日までに本人がパスポートを持参し、選挙管理委員会で手続きしてください。

※文京区で発行している保険証、資格確認書、医療証等の有効期限は転出日までです。転出日翌日以降使用した場合は、保険者支払医療費を返金していただく手続きが必要になりますのでご注意ください。